

# アンカーニュース

## 物納制度の改正②

平成 18 年 4 月 1 日以後に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税について

1. 物納申請の許可に係る審査期間の法定
  - イ. 物納申請の許可又は却下を申請期限から 3ヶ月以内に行う。  
(例外：多数の場合6ヶ月等)
  - ロ. 延長・補正又は措置に要する期間は、この期間に算入しない。
2. 物納申請を却下された者の延納の申請  
延納による納付が可能であることから物納申請の全部又は一部が却下された場合には、20日以内に延納申請ができる。
3. 延納中の物納の選択
  - イ. 延納中の者が、資力の状況等の変化により延納による納付が困難となった場合
  - ロ. 申告期限から10年以内に限り
  - ハ. 延納税額のうち納期限未到来額を物納できる
  - ニ. その収納価額は、原則として物納申請時の価額とする  
(相続開始時の価額ではない)
4. その他
  - イ. 金銭又は延納による納付困難要件について、その判定方法を明確化する。
  - ロ. やむを得ず物納納税額限度を超えて物納する場合の規定を整備する。
  - ハ. 物納により納付が完了するまで利子税の負担を求める。ただし、審査期間に要する期間は免除する。



発行者

合同事務所 アンカー

(司法書士・土地家屋調査士・行政書士)

TEL 03-3433-4567 FAX 03-3433-4578

税理士 山下 健人 事務所

TEL 03-5728-3113 FAX 03-5728-3348

担当：山下・宇梶